

渡り廊下で接続された対象物の基準

渡り廊下で接続されていて別棟扱いとならない場合



廊下が通行以外の用途に供されている場合

A棟及びB棟は別棟として扱う事ができません

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co.,Ltd

N.B.S.



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ



渡り廊下で接続された対象物の基準

渡り廊下で接続されていて別棟扱いとなる場合
その1



A棟 B棟どちらか若しくは両方が木造の場合

廊下幅が 3m 未満の場合

別棟扱いとすることができます

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co.,Ltd

N.B.S.



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>

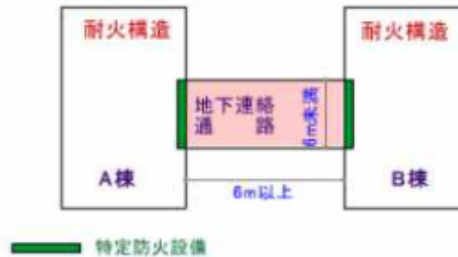


弊社Top Pageへ



渡り廊下で接続された対象物の基準

渡り廊下で接続されていて別棟扱いとなる場合
その2



A棟、B棟、連絡通路 全ての主要構造が耐火構造で

開口部には 特定防火設備 を設け

開口部面積が 4m^2 未満で 通路長さが 6m 以上

通路幅が 6m未満の場合

別棟扱いとすることができます

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co.,Ltd

N.B.S.



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ

